

# 介護保険利用者負担額の軽減制度をご利用ください



介護保険制度を利用している低所得者に対して、負担額を軽減する制度があります。軽減制度には、下記の2種類があります。

申請すると、審査のうえ、該当者には認定証(確認証)を交付します。

## 再申請が必要です

すでにこれらの軽減制度を利用している人も、お持ちの認定証(確認証)の有効期間が6月30日(水)で終了します。7月以降も継続を希望する場合は、改めて申請の手続きが必要です。  
お問い合わせ先 介護福祉課  
☎23-9660番、FAX26-1768番

## 社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度

対象 世帯全員が住民税非課税で、次の要件をすべて満たす人

- 年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えることに50万円加算)
- 預貯金などの額が単身世帯で350万円以下(世帯員1人が増えることに100万円加算)
- 日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がない
- 負担能力のある親族などに扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

### 軽減の内容

社会福祉法人などが提供するサービスの利用者負担(食費、居住費など)  
4分の1を軽減(老齢福祉年金受給者は2分の1を軽減)

※ただし、平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置として、平成21年4月から平成23年3月までの期間において、介護保険サービスの自己負担分の28%(老齢福祉年金受給者は53%)を軽減します。

## 施設、またはショートステイ利用時の食費・居住費(滞在費)の軽減制度

### 利用者負担の上限(日額)

利用者負担の段階と対象者	食費	居住費(滞在費)
第1段階 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人など	300円	ユニット型個室 820円
		ユニット型準個室 490円
		従来型個室(特別養護老人ホーム) 320円
		従来型個室(老人保健施設、療養型医療施設) 490円
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人	390円	多床室 0円
		ユニット型個室 820円
		ユニット型準個室 490円
		従来型個室(特別養護老人ホーム) 420円
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	650円	従来型個室(老人保健施設、療養型医療施設) 490円
		多床室 320円
		ユニット型個室 1,640円
		ユニット型準個室 1,310円
		従来型個室(特別養護老人ホーム) 820円
		従来型個室(老人保健施設、療養型医療施設) 1,310円
		多床室 320円

ユニット型個室 複数の居室と共同生活室によって一体的に構成され、一定の基準を満たした場所(ユニット)内にある居室  
ユニット型準個室 多床室を改修してユニット型施設にしたものなど、ユニット型個室に準じた居室  
従来型個室 ユニット型になっていない従来型の居室  
多床室 相部屋



## お知らせします 避難勧告などの発令と伝達方法

今回、対象地域に避難勧告などの発令を行う判断基準に必要な水位などを定めましたので、お知らせします。

「避難準備情報」は、下の表の判断状況①・②ともに要件を満たした場合に発令します。

「避難勧告」や「避難指示」は、下の表のように当該地域(または土地や建物など)に、災害が発生する恐れが高まった場合や、一部の地域が災害に遭った場合に、水位・雨量の数値に限らず発令します。

彦根市では、住民の皆さんに、自治会などを通じて「緊急通報システム」や、「FMひこね」、「メール配信システム」を活用して伝達しています。自治会などでも、連絡網の整備をお願いします。  
お問い合わせ先 困総務課  
危機管理室 ☎30-6150番、FAX22-1398番

避難情報	判断状況	芹川(旭橋)	犬上川(千鳥橋)	宇曽川(金沢大橋)	愛知川(御幸橋)
避難準備情報	①河川水位がはん濫注意水位に達し、さらに避難判断水位に達すると予想される場合 ②今後、時間雨量50mm以上の強い雨が継続すると予想される場合	はん濫注意水位			
避難勧告	①河川水位が避難判断水位に達し、さらに水位上昇が予想される場合 ②今後も、時間雨量50mm以上の強い雨が継続すると予想される場合 ③当該地域または土地建物等に災害が発生する恐れが高まった場合	避難判断水位			
避難指示	①河川水位がはん濫危険水位に達すると予想される場合 ②今後も、時間雨量50mm以上の強い雨が継続すると予想される場合 ③一部の地域で災害した場合	はん濫危険水位			

※彦根市ホームページにも掲載しています。

## 第60回 「社会を明るくする運動・青少年健全育成」彦根市大会 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

### 7月は「社会を明るくする運動・青少年健全育成」の強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

彦根市においても、これまでの活動の実績をふまえて、市民すべての願いである犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けて取り組みます。皆さんの理解と参加をお願いします。

日時 7月4日(日) 13:00～16:30 ごろ  
場所 ビバシティ彦根 ビバシティホール(竹ヶ鼻町)  
内容

- ◆オープンセレモニー 県警音楽隊による演奏(1階センタープラザ)
- ◆ビデオ放映
- ◆標語の掲示(ホール入口)
- ◆標語の特選者、作文の特選・入選者の表彰
- ◆特選・入選作文の発表

お問い合わせ先 困社会福祉課 ☎23-9590、FAX26-1768

◆講演 「いまは子どもが危ない時代 いまこそ親とまわりの大人がほんとうの保護者にならなければならない」  
講師 山本健治さん(フリーライター)

### 講師プロフィール

民間企業を経て、高槻市議や大阪府議を務める。この後、フリーライターとなる。関西共同行動世話人などのほか、高槻市民・自主講座事務局長として環境問題にも取り組む。また、「意見広告運動」「日独平和フォーラム」の事務局を担当。四季の会理事として、保育活動にも携わる。草の根の市民活動家として、長らく環境問題に取り組んできた。「中央会経営教育センター」の顧問として、各地の企業で現場の再生に関する指導、また講演活動を行っている。